

(3) 幼児期の教育・保育の一体的提供、推進に関する体制の確保の内容

① 認定こども園の普及に関する基本的な考え方

認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、教育・保育の利用希望に沿って柔軟に子どもを受け入れることができる。

<認定こども園の意向調査による予定数、設置時期>

類型別	平成 26 年 4 月現在	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
幼保連携型 認定こども園	5	9	11	11	11	12
保育所型 認定こども園	0	3	6	7	7	7
幼稚園型 認定こども園	11	10	15	15	15	15
地方裁量型 認定こども園	4	4	4	4	4	4
合 計	20	26	36	37	37	38

- ・ 現在、1 市町村に幼稚園・保育所のいずれか一つしかない市町村数：17 市町村
うへの意向調査に含まれていない市町村：15 市町村

<県の考え方>

- 認定こども園の機能を考えた場合、普及を図ることが必要と考えている。
- 特に、どこにいても質の高い保育・教育の提供を目指している本県としては、3 歳以上の児童に対して、質の高い保育・教育の提供は必要であり、保育所又は幼稚園のいずれか一つしかない市町村に対しては、認定こども園の設置を促すことが必要と考える。
- 公私の保育所について、認定こども園の移行予定が少ないので、目標数をどのように設定するか。
- 最終目標数を、どのように設定するか
 - ①現在、移行希望の 38 施設（現在、認定こども園の施設も含む）
 - ②意向調査に含まれていない幼稚園・保育所のいずれか一つしかない市町村 15 市町村
 - ①+②=53 施設 としては、いかがか
 - ※この数字に、保育所の見込みをプラスして考えることはいかがか
- 幼稚園・保育所から認定こども園への移行支援として必要な内容は
- 職員の資格取得に対する必要な支援
(幼保連携型認定こども園には、保育士及び幼稚園教諭の両方の資格が必要)

<委員のご意見>

② 教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携

※地域型保育事業とは

- ・地域型保育事業とは、原則、19人以下の0歳～2歳までの児童を保育する事業所
- ・小規模保育事業（定員6人～19人以下）、家庭的保育事業（定員5人以下）、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4形態がある。
- ・職員の要件として保育士の有資格者でなくても、市町村が指定する研修を受講していれば、可の場合もある。
- ・保育所・幼稚園・認定こども園等が連携施設となる必要がある。

（連携施設の役割）

地域型保育事業の卒園児（満3歳の児童）の受入
保育士等への支援（合同研修、職員の派遣等）
児童の交流 等

<県の考え方>

- 地域型保育事業については、小規模でありながら保育所等の利用者（特に、0～1歳児）の受け入れについて補完的な役割を担っており、市町村にとって必要な事業となっている。
- 研修に必要な保育実習など、市町村の保育所等の協力が必要である。
また、連携施設を認可保育所等に依頼する場合にも市町村の協力が重要となってくる。
市町村に協力を促す必要があるのでは

<委員のご意見>

③幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との接続

<県の考え方>

- 幼稚園・保育所・認定こども園のいずれの施設利用であっても、質の高い教育・保育の提供を行い、小学校への円滑な接続を目指す。現在、幼保支援課が実施している事業を継続する考え方でよいか。
- 要録の作成と引き継ぎの徹底
- スマイルサポートシートの作成の指導の充実
- 保・幼・小連携推プランの策定、実施
- その他、必要な視点はないか

<委員の方のご意見>

(4) 保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の人材確保と資質の向上

① 保育士の数の現状

○ H26.6～8月にかけて行った市町村訪問において

の聞き取りによる現状

◆ 保育士が必要な理由

- ・ 途中入所児童の対応
- ・ 障害児加配等加配職員の対応
- ・ 早出・遅出の職員の対応

◆ 保育士の雇用の困難な理由

- ・ 臨時・パートでの募集では、勤務状態が不安定なため応募がない
- ・ 一方で、臨時・パートを希望しているものもあり、雇用条件が合わない
- ・ 市町村が、職員として保育士を募集した場合は、応募者は集まる
- ・ 保育士の有資格者であっても、保育士に就職しない

職員最低基準

0歳児……………3人に職員1名配置、
1・2歳児……………6人に職員1名配置
3歳児……………20人に職員1名配置
4・5歳児……………30人に職員1名配置

② 保育士等の人数の確保と方策（保育士養成も含む）

○ 確保の方策

< 県の考え方 >

○ 潜在保育士の活用として、保育士再就職支援コーディネーターを設置し、対応している。この事業を継続していきたいが、いかがか
○ 財政支援ではなく、人を派遣してほしい旨の要望もあり

< 委員のご意見 >

○ 保育士養成について

県内の保育士養成施設の状況

施設の種類		募集人数	
指定保育士養成施設	4年制大学(1)	10名	H27.4～
	短期大学(1)	80名	
	専門学校(2)	80名	
大学の通信制度を活用	専門学校(2)	80名	

<県の考え方>

- 中学生、高校生への進路に保育士を選択するよう広報等が必要では。
- 卒業生が、地元の保育所等へ帰ってくるような仕組みづくりはないか
- 進路先に保育士等を選択するよう魅力的な職場づくりも必要では

<委員のご意見>

③保育士等の人材育成、質の向上を図るため方策

現在、実施している保育士と幼稚園教諭との合同研修（資料）

<県の考え方>

- 教育・保育施設の職員については、引き続き教育委員会幼保支援課が、中心となり人材育成、質の向上を図る
- 保育士、幼稚園教諭のキャリアアップ（例：初年度、3年度、5年度などの悉皆研修等）研修の必要性の検討
- 研修に参加するための、代替職員の確保。財政支援等
- 県内大学等と連携した、質の高い専門的な研修の実施等

<委員のご意見>

④地域型保育事業の職員ほか保育従事者の支援

平成26年度は県において、地域型保育事業における職員（保育従事者）の研修を実施
国から示された、研修のガイドラインは別添のとおり

（本年度は、高知学園短期大学及び高知県立大学と連携）

<県の考え方>

- 地域型保育事業の職員については、市町村が実施する研修又は市町村が指定する研修を受講しなければならない。市町村単位での研修は、規模も小さく実施が難しいため、県が実施することとしてはいかがか
- 地元大学と連携し、専門的な講師陣により、質の高い研修内容にしてはいかがか
- 本研修については、職員としての要件取得のみならず、現職の保育士等についても、振り返り研修として一般参加を促し、保育士の質の確保を図ってはいかがか。

<委員のご意見>

(5)教育・保育情報の公表

現在は、保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設についての、施設名・所在地・定員について、幼保支援課のホームページに掲載している

<県の考え方>

○教育・保育施設を利用、又は利用を希望している保護者が、適切かつ円滑に利用する機会を確保するための教育・保育情報の公表はどのような項目・内容が必要か

(例) 施設名・住所・設置主体

受入年齢に関すること (年齢等)

必要経費に関すること

職員に関すること (職員数、職員の勤務年数等)

運営に関すること (施設の教育・保育方針・行事等)

<委員のご意見>